

## 福井県警察職員の宿日直手当支給に関する訓令

昭和46年1月12日

福井県警察本部訓令第1号

改正

昭和48年10月1日本部訓令第28号 昭和49年12月26日本部訓令第11号 昭和51年12月27日本部訓令第14号  
昭和61年12月25日本部訓令第12号 平成3年12月25日本部訓令第16号 平成4年7月21日本部訓令第17号  
平成4年12月25日本部訓令第20号 平成6年12月22日本部訓令第29号 平成7年12月22日本部訓令第22号  
平成8年12月24日本部訓令第12号 平成9年12月22日本部訓令第19号 平成10年12月24日本部訓令第19号  
平成11年12月24日本部訓令第21号 平成30年12月27日本部訓令第26号

福井県警察職員の宿日直手当支給に関する訓令を次のように定める。

福井県警察職員の宿日直手当支給に関する訓令

福井県警察職員の宿日直手当支給に関する訓令（昭和29年福井県警察本部訓令第9号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）第19条第1項の規定により、福井県警察本部長が福井県人事委員会と協議して定める福井県警察職員（以下「職員」という。）に対して支給する宿日直手当の額は、この訓令の定めるところによる。

（宿日直手当の支給される勤務）

第2条 宿日直手当の支給される勤務は、次の各号に掲げる勤務とする。

- (1) 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年福井県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）第7条第1項第1号に規定する勤務
- (2) 規則第7条第1項第2号イ及びロに規定する勤務

（宿日直手当の額）

第3条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1号の勤務については、その勤務1回につき4,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,200円。
- (2) 前条第2号の勤務については、その勤務1回につき7,400円。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき3,700円。

附 則

この訓令は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月1日福井県警察本部訓令第28号）

この訓令は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月26日福井県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和49年9月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月27日福井県警察本部訓令第14号）

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月25日福井県警察本部訓令第12号）  
この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（平成3年12月25日福井県警察本部訓令第16号）  
この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年7月21日福井県警察本部訓令第17号）  
この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日福井県警察本部訓令第20号）  
この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成6年12月22日福井県警察本部訓令第29号）  
この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成7年12月22日福井県警察本部訓令第22号）  
この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年12月24日福井県警察本部訓令第12号）  
この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成9年12月22日福井県警察本部訓令第19号）  
この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年12月24日福井県警察本部訓令第19号）  
この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日福井県警察本部訓令第21号）  
この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日福井県警察本部訓令第26号）  
この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成30年4月1日から適用する。